

第7期札幌市子どもの権利委員会 第6回委員会

会 議 録

日 時：2024年11月19日（木）午後6時開会
場 所：大通バスセンタービル2号館 2階 子ども未来局大会議室

1. 開 会

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） それでは、定刻となりましたので、第7期札幌市子どもの権利委員会第6回委員会を開会いたします。

私は、子どもの権利推進課長の石堂と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、事務局よりご報告をさせていただきます。

まず、委員の皆様の出席状況についてです。

本日は、千葉副委員長が少し遅れる旨、また、B委員は途中退席の旨、島瀬委員、新津委員につきましてはご欠席の旨、ご連絡をいただいております。

委員数14名のところ、現時点で出席委員は10名となっており、過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、本日の議題についてです。

本日の議題は、2点となります。

前半は、前回からの継続審議となります（仮称）第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画案について、そして、後半は、まちづくり政策局ユニバーサル推進室が所管する（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の制定検討等についてです。

なお、後段の議題に関して、前回までは共生社会推進条例の骨子案に関する報告並びに意見聴取とご案内をしておりましたが、条例の名称に変更があったことから、今回、変更となっております。

次に、本日の会議資料の確認です。

本日の会議では、資料1の第5回子どもの権利委員会以降の素案修正内容、資料2の（仮称）第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画案、一つ飛ばしまして、資料4の（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の制定検討スケジュール（予定）と、それに付随する参考資料1から参考資料3、資料5のパブリックコメント資料を使用する予定となっております。

なお、資料3につきましては、札幌市の子ども・子育てに関する総合計画であり推進計画を包含するものであるため、参考資料として事前にデータのみ提供させていただいておりますが、本日は使用しないものとなっております。

以上、資料3以外につきましては、お手元がない方がいらっしゃいましたらお知らせください。

それでは、次に、オンライン参加委員への注意事項についてです。

本日、オンライン参加のJ委員におかれましては、ご質問やご意見等がある際は挙手をしていただき、進行役がご指名をいたしましたらミュートを解除してご発言をお願いいたします。また、途中退席される場合はチャットでお知らせください。

最後に、事務局職員を紹介いたします。

本日は、子ども未来局から子ども企画課、子どもの権利推進課が出席しております。

また、後半の議題の説明者として、まちづくり政策局ユニバーサル推進室推進担当課の松原課長ほか担当職員が出席しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、D委員より提供のございました令和6年度ケアラー支援推進シンポジウムのチラシをお配りしておりますので、ご参考にしていただければと思います。

それでは、ここから寺島委員長に議事進行をお願いいたします。

2. 議 事

○寺島委員長 皆さん、こんばんは。

寺島でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、次の2点となっております。

先ほどもご案内いただきましたけれども、まず、1点目は、（仮称）第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画案について、2点目は、（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の制定検討等について、この2点となっております。

前半の第1点目のほうを18時50分くらいまでご審議いただいて、状況を見て休憩を挟んだ後、後半の議題へと進みたいと思っております。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） それでは、一つ目の議題であります（仮称）第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画案についてご説明いたします。

初めに、計画の名称についてですけれども、これまで（仮称）第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画としてきましたが、委員の皆様から修正意見等がなければ、このまま第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画としたいと考えております。

続きまして、資料の説明に移ります。

こちらの議題では、資料1の素案修正内容及び資料2の推進計画案を使用いたします。

前回の9月12日に開催いたしました子どもの権利委員会や子ども・子育て会議等でいただいたご意見を踏まえて素案を修正した箇所につきまして、資料1に沿ってご説明し、該当する箇所を、適宜、資料2でご確認いただきたいと考えております。

なお、資料2の今回の計画案では17ページの4、前計画及び調査結果等を踏まえた取組の方向性については、素案では要旨をお示ししておりましたが、今回、方向性について説明を記載しております。

また、24ページをご覧いただきたいのですが、基本目標1の基本施策1、子どもの権利を大切にする社会に向けた取組について、今回、新たに次期計画で取組を進めていく上での方向性を追加して記載しており、これ以降の各基本施策についても同様に取組の方向性を記載しております。

それでは、資料1をご覧ください。

1、主な変更内容の（1）につきましては、前回の子どもの権利委員会でいただいたご

意見に基づく変更点となっております。

一つ目の第1次から第2次計画の流れや成果、課題を示したほうがよいというご意見がありました。

これにつきましては、資料2の6ページをご覧ください。

こちらに、第1次計画策定から現在までの状況、第1次計画から第2次計画の取組、平成21年度以降の成果指標等の推移を新たに掲載いたしました。

続いて、二つ目、前計画のまとめの内容についてご意見がございました。

これにつきましては、資料2の8ページの中段にありますとおり、(3)前計画の総括とし、素案では第3次計画の主な取組結果として実施内容の報告にとどまっておりましたが、成果指標の実績値の評価と課題を掲載いたしました。

続いて、三つ目、障がい、疾病、虐待、貧困などにより困難を抱えやすいの表現に関するご意見がございました。

これにつきましては、資料2の21ページの上の枠内、方針2の説明文にございますとおり、「様々な要因により困難を抱えやすい」という表現に変更いたしました。

さらに、同じページの下の枠内、基本目標1の説明文も同様に表現を変更しております。

続いて、四つ目、基本施策とSDGsの関係についてご意見がございました。

これにつきましては、資料2の24ページをご覧ください。

ご意見を受けまして、基本目標の各施策に関連するSDGsの項目を追加いたしました。また、これ以降の各施策についても同様に、関連するSDGsの項目を追加しております。

次に、(2)は、9月に開催された子ども・子育て会議においていただいたご意見に基づくものになります。

これについては、資料2の24ページをご覧ください。

ご意見の内容としましては、いじめを早期に発見するためには、学校や教育委員会だけでなく、札幌市民全員が子どもをまんやかにするという意識を持ち、市全体で考えていくことが大切であるというものでした。

そこで、取組を行っていく上での方向性を記載するに当たり、3段落目にあるように、「そして、子どもが自分らしく伸び伸びと成長していくためには、社会全体で子どもを育むことが必要であり、年齢とともに変化していく生活状況や人間関係に応じて、安心して暮らせる『地域』や『学校』などの環境づくりが不可欠です」としております。

次に、(3)その他の一つ目、コラムの追加になります。

こちらにつきましては、資料2の4ページをご覧ください。

計画策定に関連する国の動きについての説明としまして、こども基本法やこども大綱について追加いたしました。

また、18ページをご覧ください。

こちらには、子どもが考える未来のさっぽろとして、さっぽろティーンズ委員会の概要や参加した子どもたちがまとめた意見を追加しました。

二つ目は、福祉読本の発行についてです。

こちらは、資料2の28ページの一番下をご覧ください。

素案では福祉読本の発行という内容で示しておりましたが、前回、表現についてもご意見をいただいたところでございますが、推進計画に記載するに当たり、具体的な取組内容をお示しすることが適当であるため、「心のバリアフリーガイドの配布」として取組名と事業内容を変更しております。

以上が前回お示した素案からの主な修正内容となりますが、このほか、さっぽろ子ども未来プランに連動して軽微な文言修正等も併せて行っております。

最後に、今後のスケジュールについてです。

本計画は、今後、子ども・子育てに関する総合計画であるさっぽろ子ども未来プランと連動しながら市役所内の調整や議会への説明、また、パブリックコメントやキッズコメントを行い、3月に策定を目指しております。推進計画の策定に当たっては、本日、皆様からいただいたご意見を含め事務局で必要な修正を行い、委員長、副委員長にご確認をいただきながら策定に向け進めていきたいと考えております。

事務局からの推進計画案についての説明は以上となりますが、前回、委員の皆様それぞれの立場からいただいたご意見、ご感想は、計画の策定はもちろんのこと、今後、事業を進めていく上で大変参考になりましたので、今回もぜひ全体を通してお気づきになった点やご感想を含めご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○寺島委員長 前回の意見交換の内容なども取り入れられて、かなり完成形に近いところまで進んでいることが分かりました。

それでは、改めて、ただいまご説明をいただきました計画案に対して委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。例えば、軽微な点も含めて、全体を通してお気づきになった点や感想、今後、計画を進めていくに当たってそれぞれ専門的な見地からのご意見や事業を進めていく上での工夫、アイデアなどがございましたらお願いいたします。

○D委員 前回、私から指摘させていただきました変更内容の点の（1）の1と（3）の2については、私が発言した趣旨が変更の内容ということで加えられたというふうに確認をさせていただきました。

1点確認です。

22ページに、前回、自分には様々な可能性があると思う子どもの割合と書かれているところに、子ども・若者の割合ということで若者の指標が空欄で残っていたのは削除するという方向であったのですが、資料の40ページには子どもの移行のための準備期間としての青年期というものが載っているわけでありまして、私は残してもいいのではないかと後段で述べさせていただいたのですが、やはり議論した結果、削除したほうがいいという結論に至ったということで理解していいのかなどをお聞きしたいと思います。

それから、データのみでいただいている資料3の（仮称）第5次さっぽろ子ども未来プ

ラン計画案を見せていただきまして、配色の関係だと思うのですが、グラフがものすごく見づらかったのです。参考資料だと思いますけれども、この辺はやはり改善したほうがいいのではないかと意見として述べさせていただきます。

○寺島委員長 1点目は確認のご質問ということで、2点目はご意見ということですね。

1点目について、いかがでしょうか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 1点目の自分には様々な可能性があると思う子どもの割合は、今回、推進計画で対象とするのは基本的には18歳未満の子どもということで、こちらの数値については、今回は子どもの割合ということで置いてあります。

先ほど申しました子ども・子育ての総合計画であるさっぽろ子ども未来プランには若者の数値も併せて載せております。かなり膨大な量になりますので、ページ数を申し上げますと、今回添付した資料3の57ページに若者の数値も載せておりますので、そちらと一体となって札幌市としては進めていくような形になります。

2点目のグラフの配色については、資料3のさっぽろ子ども未来プランのデータについては、再度、内部で配色について変更できるかどうかを検討したいと思います。

○寺島委員長 ほかの方、いかがでしょうか。

○E委員 資料1の（1）の3の表現を直していただいたということは前回のご意見を踏まえていただいたのだらうなと思うのですが、困難を抱えやすい子どもという表現はやはりたくさん並んでいると引っかかりますので、何かもう少しいい表現がないのだろうかというのが一つです。何か抱え込んでしまうみたいな感じに取って、子どもの権利推進計画としては、ふさわしい表現ではないような気がいたします。

○寺島委員長 今の意見についていかがでしょうか。

○D委員 困難があるとしてしまったほうがいいのかもしいですね。あまり回りくどく言ってしまうと、何か思いが伝わりにくい部分というのがありますので、だから、困難があるというふうにすると。

○E委員 子ども側にベクトルが入ってしまうような感じがするのです。

○寺島委員長 前回も抱えるという文言に違和感があるのではないかという趣旨のご指摘だったと思うのです。

この点については、たしかC委員からのご意見だったと思うのですが、何か付け加えることはありませんか。

○C委員 障がいを抱えると書かれやすいのですが、抱えた後に手放せるのかということも含めて両方あれば、抱えてもいいし、手放せることも担保できていればいいのですけれども、今、委員からご意見いただいたように障がいがあると表現されたほうがいいのかなと思います。医療的にとか経済的に抱えたままになってしまうものも多いものですから、その辺をもう一度ご検討いただいて表現していただければと思います。

○寺島委員長 これは私の意見になってしまうのですが、前回のご意見で、障がいを抱えやすいという表現に違和感があるというお話でしたので、「様々な要因により」と

文言を変更されたかと思うのです。ただ、かえって、その分、文言として抽象化したのではないかと思います。元は障がい、疾病、虐待、貧困などと具体的な例示があったわけですから、それが抽象化するというのは表現として退化している感じがしますので、それも併せてご検討いただければ幸いかと存じます。

ほかの方からご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

○E委員 用語のことで、さらに申し上げます。

資料2の17ページの方向性2で、これも配慮を要する子ども・若者を含めた、全ての子ども・若者がとあります。この配慮を要するというのは、さっきの用語よりは分かると言えば分かるのですけれども、何かこれもしっくりこなくて、もう少し何か適切な表現があればなと思ったのです。

代替案があるわけではなくて恐縮ですけれども、意見として投げかけたいと思います。

○寺島委員長 ただいまのご意見について、ほかの委員からございませんか。

○D委員 配慮とは何の配慮なのかが明確ではないと受け取られる可能性があると思います。社会的な配慮がないとするのか、もう少し修飾語がないと何の配慮かが明確にならないというところはあるのかもしれないですね。だから、社会的配慮とするのも一案かもしれません。

○寺島委員長 ほかにいかがでしょうか。

○C委員 前回確認していればよかったのですが、34ページのヤングケアラー支援のヤングケアラー支援推進事業で、訪問支援の事業が一番下に出ているのですけれども、この立てつけについて質問してもよろしいでしょうか。訪問支援員を派遣するとなっているのですけれども、どういった方々を訪問支援員として考えているのかというところが本業も相まって確認をしたいと思いました。

一応、厚生労働省では、子育て世帯訪問支援事業になっているかと思うのですけれども、QAに障がいヘルパーや高齢ヘルパーとはまた違うということで研修を要するとなっていたので、その辺の考え方などを聞きたいと思ったので、ご説明いただければと思います。

○寺島委員長 今の点について、事務局からご説明をいただけますでしょうか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） ヤングケアラーについては、後ほど、事業の内容について担当課に詳細を確認のうえ、お知らせしたいと思います。

○寺島委員長 そういうことでございますので、後ほどご説明があるかと思います。

ほかの方からございませんか。

○E委員 さっきの17ページの配慮のところは、確かに、社会的と表現を加えるのも一つですけれども、何となく、さっきの抱えると抱え込みやすいと似ていて、ベクトルが子どもからこうしてほしいだろうというニーズに対応しての権利促進というよりは、子どもがいろいろなことを持っているからそこで対応しようというベクトルの方向になっていて、あまり双方向に感じないので、そういう観点での文言をもう少し考えていただきたいとい

うところが1点です。

それから、中身の関係で、さっき加えてくださった資料2の28ページから29ページにかけてで、一つは心のバリアフリーガイドの話が具体的にというものは、確かに、29ページで小学校4年生全員にとか中学校3年生全員に配布しますと前より具体的には書かれているのだと思うのです。

ただ、以前もお伝えしたと思うのですけれども、やはり配布だけだとなかなか浸透しないので、そこをどういうふうに双方向でというか、子ども側からのフィードバックも含めて対応していけるのかという課題をここに全部書き込むのはなかなか難しいと思うのですけれども、読みようによっては配りっ放しで終わるということに読めてしまうので、実質的な理解促進なり浸透するためにどういう取組をするのかというものが見えたほうがいいなというのが一つです。

あわせて、28ページから29ページのところで、それぞれの課題に関して事業内容と書かれているところが今までの課題と共通する書きっぷりになっていて、中身によっては少し捉え方が違い得ると思うのですけれども、どうしても「配布します」「普及・啓発します」「取組を推進します」となっています。そして、29ページの一番最後のところだと、「互いに理解し、尊重し合う心を醸成」となっています。

共生社会の実現に向けた子どもへの権利理解の向上では、「理解し、尊重し合う心を醸成」とあって、一応、双方向には見えるけれども、こういう取組がやはり日常化するという中で積み上げていけるものがあると思うので、事業という形でこれを配布しますということも必要なのだと思うのですけれども、それをどんなふうに活用してどういうふうに伝えていく、あるいは、子どもたちの意見を取り入れていくのかという視点を、総論でもいいし各論でもいいので、もう少し加えてほしいと思います。

○寺島委員長 今のご意見に関して何かございませんか。

○D委員 今のE委員のご意見は、子どもが主体的な立場で捉えられているのか、それとも、客体的な立場で見られているのかというお話ではないかと思うのです。

ですから、17ページに「配慮を要する子ども・若者を含めた」というものをあえてつける必要があるのかどうか。だから、「全ての子ども・若者が幸せに生活できるように取り組みます」だけにしてしまうという方法もあると思います。どうしてもこの文言を残すというのであれば、先ほどあったように、困難がある子ども・若者を含めたと置き換えていくというふうにするしかないかなと私は感じましたけれども、どうでしょうか。

○寺島委員長 ほかの委員で何かございませんか。

○C委員 私の中では、福祉活動や障がい者の活動をするときには、全てと同じなのですが、どんな子もという形で言葉を加えた表現をします。全てでもいいのですけれども、今度は、分かりづらくなると引っかけますよね。最終目標は全てですけれども、自分事で引っ張ったときに刺さる言葉がないとスルーしていきやすいので、届け側と受け取り側のうまいところを何とか見つけていければなと思っております。

○寺島委員長 ほかにいかがでしょうか。

○F委員 内容のところではないのですが、25ページ以降の事業内容のところの行間が狭くて見ていると目がちかちかします。18ページのトップにあるさっぽろティーンズ委員会の文字の色に変えてくださると、多分、少し見やすくなるかなと思います。

○寺島委員長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○寺島委員長 これについては、前回からの継続審査ということもあって、大体意見が出たと思います。

事務局におかれましては、本日の意見も踏まえて策定に向けて進めていただきますようお願いいたします。

また、事務局からスケジュールの説明があったとおり、この後はさっぽろ子ども未来プランと連動しながら市役所内の調整や議会への説明等を行っていくとのことです。ですから、本日いただいたご意見を含め、今後の修正事項等の確認は、委員長、副委員長にて行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○寺島委員長 ありがとうございます。

では、そのような対応とさせていただきます、改めて、事務局からご報告を受けたいと思います。

予定では、一つ目の議題が終わったところで休憩を挟むことになっていたのですが、予定より早く進行しておりますので、それでは、次の議題に移って、その途中から休憩を挟むことにさせていただきますと思います。

引き続き、議題の2点目に移らせていただきたいと思います。

議題の2点目は、（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の制定検討等についてでございます。

担当課よりご説明をお願いいたします。

○事務局（松原推進担当課長） 改めまして、皆さん、こんばんは。

ユニバーサル推進室の推進担当課長をしております松原と申します。本日は、よろしくお願いいたします。

具体の説明に先立ちまして、まずは、本日、このようなお時間を頂戴いたしまして、心から感謝を申し上げるところでございます。

札幌市では、総合計画の第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンのビジョン編におきまして、多様性と包摂性のある都市を目指すということを掲げて以降、全庁一丸となりまして共生社会の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

本日のテーマであります（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例につきましては、その取組の核となるものの一つということで、現在、鋭意検討作業を進めているところでございます。

本条例につきましては、昨年１１月に、別途、委員会でございますユニバーサル推進検討委員会を設置して以降、並行して様々な関係附属機関等にもお伺いしながらその議論を進めているところでございます。

今回は、子どもの権利委員会におきまして、子どもの権利をはじめ、子ども施策等に様々な知見を有する皆様からご意見を頂戴できる貴重な機会ということで、大変ありがたく思っているところでございます。

それでは、私からは、まず、資料４に基づきまして、条例の検討スケジュールなどをご説明させていただいた後に、資料５によりまして、現在行っているパブリックコメント資料をご確認いただきながら条例の素案の内容等についてご説明させていただきたいと思っております。

本条例は、年齢、性別、国籍や民族などの違い、障がいの有無などにかかわらず、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる多様性と包摂性が強みとなる社会、共生社会の実現に向けまして制定作業を進めているものとなります。市内の子どもたちやご親族、それから、周囲の皆様などを含む全ての市民がターゲット、当事者であるということを前提としたものになっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日いただいたご意見につきましては、１２月に開催予定でありますユニバーサル推進検討委員会でもご報告させていただくなど、条例の検討に生かしてまいりますので、本日は忌憚のないご意見をお聞かせ願えればと思います。

それでは、資料４の１、全体スケジュールからご説明させていただきます。

こちらをご覧ください。

先ほどもお話しさせていただきましたとおり、本条例につきましては、昨年１１月にユニバーサル推進検討委員会を設置して以降、その議論を本格化してきたところでございます。この検討委員会につきましては、これまで４回の会議を開催しております。条例の検討といたしましては、これと並行する形で、資料上でいうと下の②、スケジュールの６月にあります市民ワークショップを６月に行い、また、③のオープンハウスといういわゆるパネル展を８月に開催いたしました。

また、資料左下の⑤のとおり、福祉のまちづくり推進会議や男女共同参画審議会、それから、アイヌ施策推進委員会などにおきましても意見交換を重ねてきたところでございます。

そして、少し④に戻りますけれども、１０月３１日からは市民等から広くご意見を頂戴する手段として、いわゆるパブリックコメントを開始しているところでございます。

今後も本日の皆様からのご意見に加えて、パブリックコメントで頂戴するご意見、また、１１月下旬にチ・カ・ホ、それから、アクセスサッポロの物産展に合わせて再度実施予定のオープンハウス、加えて、ほかの関係機関におきましても、引き続きご意見を賜りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

年明けの令和７年２月頃には市議会に条例案を提出したいと考えておりまして、これを

無事に可決いただければ、来年、令和7年4月から施行となるというようなスケジュールを想定しているところでございます。

以上が全体のスケジュールとなりますけれども、参考資料といたしまして、3点資料をつけさせていただいておりますので、ご説明させていただきます。

まず、参考資料1の市民ワークショップ配布資料です。

こちらは、先ほどご説明した今年6月に開催した市民ワークショップで配布したコンセプト絵本になります。配布したときはこれを絵本のように畳んで使った形になるのですが、本ワークショップには子どもも含む身体、精神、知的障がいのある方、それから、性的マイノリティーの方、外国籍の方、アイヌ民族の方などを含む様々な立場の方、計56名の方にご参加いただいたところでございます。

この配布させていただきましたコンセプト絵本ですけれども、以前、子どもや高齢者等に伝わるように絵やイラストを活用するなどして説明していったかどうかというようなご意見をいただきましたので、そちらを踏まえつつ、参加者に事前に共生社会への理解を深めていただくために作成したものでございます。制作に当たっては、当事者の方々が日頃から感じているバリアなどを関係団体にヒアリングさせていただいた上で、内容に反映させたものになります。

まず、表面になります。

表面には、それぞれの登場人物が困り事を伝え、生活に様々な困難があることを知ってもらえる内容を記載しました。その上で、他の登場人物がどんな手助けができるかを伝え、時には自分が助ける立場となるということで双方向の助け合いを表現したところでございます。

また、裏面を見ていただければと思います。

裏面は、ワークショップ参加に当たってのルールを記載しました。

様々な立場の方が安心して参加でき、立場の違いがある中でもスムーズに対話しやすいよう、自分と違う意見があっても否定しないようにしようといったようなルールを分かりやすく整理し、参加に当たる事前の心構えとして知っていただけるように配慮しました。

また、本ワークショップをきっかけに共生社会の実現に向けたまちづくりを自分事として捉えていただき、他者を尊重し共に支え合う行動に取り組んでいけるようになったらいいといった思いから、ワークショップ参加の前と後の考えの変化などを書き込むようなスペースを設けまして、当日の内容を振り返ったり家庭や職場で共有したりできるようにしたところでございます。

こちらの資料については、以上でございます。

次に、参考資料2のオープンハウスAで配布したパネルという資料をご覧いただければと思います。

札幌市では、去る8月4日に共生社会バリアフリーシンポジウム in 札幌というイベントを開催いたしました。このイベントは、グランドホテルにおきましてパラリンピアン

基調講演やパネルディスカッションを行うシンポジウムを行いまして、併せまして、グラ
ンドホテルに隣接するチ・カ・ホにおきまして同時開催イベントと銘打ちまして、パラス
ポーツ体験会や障がいの体験ブースなどを設けるというような２本立てのイベントとなっ
ておりました。

それで、こちらのオープンハウスにつきましては、この同時開催イベントの一環という
ことで、共生社会の実現に向けた意見募集ブースを設置したものでございます。条例の骨
子案を紹介するパネルを展示した上で、付箋や意見シートで自由に意見を書き込めるよう
にいたしました。その結果、１日で、イベントに参加いただきました子どもも含む１７２
名からご意見をいただいたところでございます。

本オープンハウスでは、条例の骨子案を分かりやすく紹介することを第一に意識してお
ります。パネルにつきましては、可能な限り分かりやすい言葉への言い換えを図ったほか、
イラストを多用し、子どもにも目を留めていただけるような内容としたところでございま
す。

このようなコンセプト絵本やイラストを多用したパネルの作成は、次世代を担う子ども
に条例の内容を理解していただく上では欠かせない取組であると思っておりますので、今
後もこうした取組を継続、発展させてまいりたいと考えております。

最後に、参考資料３の子ども議会（令和５年１２月２７日）における意見についてになり
ます。

こちらは、昨年度の子ども議会の概要資料となります。

委員の皆様はご承知のことと存じますが、本市では、市内の小・中学生が市に対
して様々な施策提案を行う子ども議会の取組を実施しておりまして、昨年度は子ども議員
自らが共生社会の実現に向けたテーマとして、アイヌ、異文化とマーク、ジェンダーレス
促進、少子高齢化対策、バリアフリーの五つを設定いたしまして、それぞれのグループに
分れて議論をした上で意見を提案してくれた形になりました。

例えば、資料中段のグループ①では、アイヌ文化をＰＲし受け継ぐことにより北海道の
大切な文化を守ってほしいといったようなご意見や、また、裏面のグループ④では、少子
高齢化対策というところで、少子高齢化を改善すべく出産、育児への支援を実施してほし
いといったようなご意見を頂戴したところでございます。

その他三つのグループも含めまして、それぞれ目指すべき共生社会とはということも考
えていただいた上で、記載のとおり様々なご意見、提案を頂戴しておりますので、ここに
併せてご紹介させていただきます。

こちらの資料については、以上となります。

それでは、続きまして、資料５に基づきまして、具体的な条例の内容につきましてご説
明させていただきたいと思っております。

それでは、まず、資料を２枚ほどおめくりいただきまして、オレンジ色のページになり
ます（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例（素案）の概要版をご覧い

ただければと思います。

それでは、まず、資料左上の①条例制定の背景からご説明していきたいと思います。

まず、最初に、国の動きということで、共生社会の実現に向けましては、こちらの記載のバリアフリー法、障害者差別解消法、アイヌ施策推進法のほか、認知症基本法やLGBT理解増進法、そして、こちらには具体的に明記されておられませんけれども、もちろん昨年4月に施行されましたこども基本法も含めまして、近年、個別の分野における立法例が続いているところでございます。

また、平成30年にはユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律、いわゆるユニバーサル社会実現推進法が制定し、国を挙げて様々な視点から共生社会の実現に向けた取組を強化しているといった状況でございます。

続きまして、札幌市の状況になります。

札幌市では、これまでも共生社会の実現に向けて様々な取組を進めてきたところではございますが、今日の話題にもなっております子どもの権利への理解促進をはじめ、依然として資料記載のような多様な課題を抱えている状況でございます。

また、これらの課題は、それぞれが独立しているということでもなく、それぞれが絡み合い複雑化、複合化しているというふうな認識を持っているところでございます。

こうした国の動きや札幌市の状況に加えまして、昨今の価値観やライフスタイルの多様化等も踏まえまして、先ほど一度ご紹介した札幌市の第2次まちづくり戦略ビジョンのビジョン編におきましては、多様性と包摂性のある都市を目指すという旨を掲げたところでございます。

また、まちづくりを進めていく上での重要概念の一つということで、ユニバーサル（共生）というものを定めまして、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無等を問わず、誰もが互いにその個性や能力を認め合い多様性が強みとなる社会を実現していくということをこちらの計画では明記したところでございます。

続きまして、資料左下の②条例の制定目的についてでございます。

札幌市が目指す多様性と包摂性のある都市とは、差別や偏見がなく、互いにその個性を尊重され、能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会、この共生社会の実現によりつくり出される都市であると考えています。

この共生社会の実現に当たっては、社会を構成する主体である市（行政）と市民、事業者の協働が不可欠であると考えています。そして、この協働の促進に当たりましては、市、市民、事業者それぞれが異なる方向性の下で取組を進めていくことのないように、共生社会の実現に向けた基本理念等を共有することが重要と考えております。

そこで、本条例におきましては、資料の赤枠のところになりますけれども、共生社会の実現に関して基本理念を定めるほか、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることによりまして、市、市民、事業者が一体となって共生社会の実現に向けた取組を進め、多様性と包摂性のある都市をつくること、

こちらを目的に制定したい考えでございます。

札幌市といたしましては、本条例の制定によりまして、多様性と包摂性のある誰もがつながり合う共生のまちをつくり、これを次世代に引き継いでいきたいと考えているところでございます。

続きまして、資料右上の③条例素案の概要をご覧くださいと思います。

まず、条例素案の策定に当たりましては、基本的な考え方として大きく4点を整理したところでございます。

順にご説明させていただきます。

まず、1点目は、多様性を尊重したまちづくりという観点です。

資料に記載は直接ありませんけれども、人は年齢、性別、性的指向やジェンダーアイデンティティ、障がいや病気の有無、国籍、民族、言語、宗教、文化など無数かつ多様な違いを抱えていると考えています。しかし、これらの違いに起因する個性や能力等に対する理解が十分ではないなどといった社会における様々な障壁によりまして、ときには差別や偏見を向けられる場合もあるなど、日々の暮らしに生きづらさを感じている方々も多くいらっしゃるという現状にあります。

また、近年における少子高齢化やグローバル化、価値観や生活様式の多様化などを踏まえますと、誰もが自分らしく暮らし能力を発揮できるよう、こうした違いを尊重する多様性の尊重がこれまで以上に求められると考えているところでございます。

それから、2点目は、包摂的なまちづくりという観点です。

社会的障壁と呼ばれるものには、物理的、制度的、文化、情報面、それから、意識上のものなどがありますけれども、共生社会の実現に当たりましては、多様性を尊重することに加えまして、社会に存在する様々な障壁を取り除き、誰もが社会から孤立することなく安心して生活できるよう生きづらさを社会全体で解決していくことが求められると考えているといった観点でございます。

そして、3点目は、市民・事業者との協働による共創でございます。

先ほどの制定目的で触れましたけれども、共生社会の実現に向けましては、我々行政と市民、事業者が一体となって協働しながら取組を進めていくことが求められると考えているという視点でございます。

そして、最後の4点目は、未来につながる取組の推進でございます。

共生社会の実現に向けましては、世代をまたぐ長期的かつ継続的な取組が求められると考えています。そこで、条例の検討過程のみならず、それ以降も多世代による取組を進め、特に、次世代を担う子どもや若者も参画しやすい取組を継続的かつ発展的に展開していく必要があると考えています。

以上、4点の考え方を踏まえまして、こちらの条例素案を策定しているというものでございます。

ここで、改めまして、条例の名称についてご説明させていただければと思います。

先ほどもご紹介がありましたけれども、検討の当初、本条例につきましては、（仮称）共生社会推進条例という名称で呼んでいたところでございます。しかし、これまでの検討に際しまして、つながりを大事にしたいという議論があったこと、その上で、こちらの四つの基本的な考え方のうち、最初の三つにつきましては、現在の社会を構成している立場の異なるそれぞれがいわば横でつながるというものであると。また、最後の一つにつきましては、過去から現在、未来、次世代へと時間軸をまたぐ、いわば縦につながるというような考え方であると考えました。

そこで、条例名を新たに、いまだ仮称ですけれども、札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例と名づけまして、今、検討を進めているところでございます。

続きまして、条例の内容のうち、主なものをご説明させていただきたいと思います。

まず、３段目の定義でございます。

本条例における共生社会の定義につきましては、差別や偏見がなく誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる多様性と包摂性が強みとなる社会としたいと考えています。

次に、その下の他の条例等との関係性でございます。

こちらにつきましては、理念条例という形になりますので、総合計画、その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等はこの条例に定める事項との整合を図らなければならないというところをここで規定しています。

続きまして、その下の基本理念となります。

ここでは、大きく３点でまとめています。それぞれが先ほどご紹介した基本的な考え方を踏まえて設定したものととなります。

まず、一つ目は、多様性尊重の観点となります、誰もが、基本的人権を尊重する個人としてその個性や能力を認められること。

そして、二つ目が包摂的なまちづくりの観点ということで、誰もが、互いにその違い等を理解し、支え合い、及び助け合うことで、社会から孤立することなく安心して生活できること。

そして、三つ目が市民、事業者との協働の観点ということで、市、市民及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、連携・協働して取り組むこと。

以上の３点とし、共生社会の実現に向けた取組はこれらを基本理念として推進されなければならない旨を規定したところでございます。

なお、基本的な考え方の四つ目の未来につながる取組の推進におきましては、前文に次世代に引き継ぐというような文言等を入れることで担保し、その考え方を踏まえていきたいと考えているところでございます。

また、市の責務につきましては、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しなければならないということを定めるほか、市民及び事業者の役割といたしまして、市民・事業者は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるとともに、市が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう

努める旨を規定したいと考えています。

そして、基本的施策になります。

こちらでは、市は、共生社会を実現するため、先ほどご紹介した物理的、制度、情報面、意識上、それぞれのバリアを取り除く施策といたしまして、①から⑥の六つの施策を実施するものとする規定したいと考えています。

それから、推進体制の整備・財政上の措置といたしまして、市は、施策の推進体制を整備するほか、施策の実施に必要な財政上の措置を講ずるよう努める旨を規定します。

また、附属機関といたしまして、札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会を新たに設置しまして、外部有識者、当事者等による施策の効果検証などを行ってまいりたいと考えています。

最後に、施行期日についてです。

先ほどご紹介のとおり、事務局としましては、本条例は来年の第1回定例市議会に提案したいと考えています。議決をいただければ、令和7年4月1日から施行したいと考えているところでございます。本条例の制定を通じまして、市の取組の強化、継続につなげ、市民、事業者と一体となって誰もがつながり合う共生のまちの実現を目指していきたいと考えています。

資料5につきましては、概要版の後ろに本書版がついております。本日は、時間の都合もございしますので、詳細の説明は割愛させていただきますけれども、ご覧いただければと思います。

以上、大変長くなりましたけれども、資料の説明はこれで終了となります。

なお、ホームページにおきましては、事前にいただいた高校生のご意見も含めまして、これまでに頂戴したご意見を可能な限り掲載し、公開しているところでございます。これまでの検討に際しては、条例の文言の内容はもちろんですが、その議論の進め方や、今後に向けて留意すべき事項等について幅広くご意見を頂戴しているところでございます。我々としていたしましても、この検討期間そのものも条例の理念を共有する大切な時間だと考えておりますので、本日も条文そのものに限らず、幅広くご意見を頂戴できますと幸いです。

何とぞ、どうぞよろしくお願いいたします。

○寺島委員長 流れとしては、この後、今の説明を受けて委員から意見をいただきたいと思うのですが、ここで5分ほど休憩を取りたいと思います。

[休 憩]

○寺島委員長 それでは、再開いたします。

先ほど、ユニバーサル推進室推進担当課の松原課長より、（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例についてご説明いただきました。事務局からも忌憚なきご意

見をいただきたいと伺っておりますので、委員の皆様からご質問、ご意見などをいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○D委員　こういうことは、必ず、理念がある一方、現実という課題があると私は思うのです。その現実には理念に反していることが多くて、現実的には分裂や誹謗中傷など、いろいろなものが飛び交う実態があって、理念に近づこうと取り組むのですけれども、なかなか難しくて行き詰ってしまうということが結構多いのではないかと思います。

こういう新たな条例をつくろうと札幌市が考えた根本的な理由というのは、やはり現実というものが非常に深刻で大変な状況にあると認識しているということなのかを第1点目としてお聞きしたいと思います。

それから、附属機関として札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会を子どもの権利委員会と同じように設置するわけですね。今度は、そこでいろいろと議論を進めていくことになっていくのではないかと私は思っているのですけれども、先ほど有識者や当事者を入れてというようなことはちらっと述べられていたのですが、どういう構成メンバーを想定しているのかということと、それから、この委員会の中ではどういう計画立てをして話し合いをしていこうと思っていच्छやるのか。そこまでもう議論されているのかどうか、もし分かるのであれば、その辺を補足して説明していただきたいと思います。

○寺島委員長　今の点について、事務局からご説明いただけますでしょうか。

○事務局（松原ユニバーサル推進担当課長）　3点いただいたと思います。

まず、1点目の理念と現実とのギャップの現実の捉え方でございます。

先ほど条例の制定の背景では、札幌市の状況ということでかいつまんでご説明させていただきましたのですけれども、いろいろな課題の中で本当に生きづらさを感じている方が多くいらっしゃるという現実を我々も認識しています。そこで、昨年、市長公約の中にこちらの条例をつくっていくことを掲げまして、それ以降、我々のところで検討を進めています。

これからの社会の動きという点でも、今、国の政策や方向性が変わってきている中で、生きづらさを感じている方々がどう暮らしやすく、それから、活躍していけるかは本当に大きな課題と思っています。あくまで理念条例ですので、これをつくって具体的なところでどうアプローチしていけるのかというところはありますけれども、それは先ほどのほかの施策や条例の関係性で、こちらの子どもの権利はもちろんですけれども、そういった個別のところで対応していくような形になるかと思います。

それから、2点目の所附属機関の構成メンバーについては、正直なところ、まだどういった方というところまでは決めているところではございません。参考になるところとしては、今回の条例の検討に当たりまして、資料4でいうと左下の①の札幌市ユニバーサル推進検討委員会では、障がい分野、性別、高齢者、子ども、国籍、民族といったここでは六つのテーマでございすけれども、そのテーマごとの外部有識者や、公募委員も含めた当事者というところでご議論いただいている形になります。今回のこの条例もかなり裾野が

広いというか、テーマも広い形になりますので、こういったいろいろなテーマの方々に入
っていただくことを想定しているところでございます。

それから、こちらの附属機関に関し、委員会の中身ということでお話しをいただきました。

札幌市では、アクションプラン2023という全体的な事業計画を戦略ビジョンに合わせてつくっているのですが、それに合わせるような形でユニバーサル関係施策を整理するユニバーサル展開プログラムという事業集をつくっています。該当する事業には成果目標等がそれぞれありますので、附属機関ではそういったところを見ていただきながらご議論いただきたいと考えています。

餅は餅屋ではないですが、やはり個別テーマの中身については、それぞれの委員会でご検討いただく形になりますので、そういった役割分担をしていきたいと考えているところでございます。

○寺島委員長 ほかの方から、ご質問、ご意見等はいかがでしょうか。

○E委員 まず、意見から申します。

参考資料2の1ページ目の左下の絵ですが、ネクタイを締めている男性2人と女性1人のトライアングルは、自治体、事業者、市民というイメージでしょうか。逆に、それがいっぱい出てくるのが気になりました。多様性なのに、どうしてネクタイをしている人ばかりが出てくるのかなというところです。年代的なところやジェンダーバランスなど、いろいろと気になったので、一つ意見を申し上げます。

○事務局（松原ユニバーサル推進担当課長） こちらの絵は、どれが市ということではなくて、連携をしていくことを表現したくてつくったものでございますけれども、私も今のご指摘は確かにと思いましたので、すぐに反映できるかは分かりませんが、使い方を考えていきたいと思います。

○E委員 意見と質問が幾つかあるので、まとめて申し上げます。

資料5を2枚めくった③条例素案の概要の下の基本的施策の①ですが、誰もが安全で安心な生活ができる多様性に配慮したというところは、理念としてももちろん分らないのではないのですが、一つは、子どもの権利条例案にもあったのですが、安全が先に来て安心が後に来るというのが微妙に引っかかっています。個人を起点で考えると、やはり安心が先にあって安全となるのではないかと思います。ここは、表現の問題です。

それから、10ページの基本的施策の③ですが、タイトルとして、日常生活又は社会生活上配慮を要する者というのがさっきの子どもの権利条例にも関わるのですが、当事者に配慮が必要だということはもちろんあるのですが、ちゃんと支援が行き届くということのほうがちづくりとしてもポイントだろうと思うので、ここも表現が工夫できないかと思います。

さらに、その下にある具体的な取組もそうですけれども、社会から孤立し、不安や悩みを抱える女性への支援ももちろんそうなので、これは表現をどう直すかというところはあ

るのですけれども、不安や悩みを抱えているのだけれども、相談や声が出しにくかったり、アクセス障害があるところをどう解消するかという問題だと思うので、そういった表現に直したほうがいいのではないかと思います。

ここまでが意見です。

それから、同じ10ページの⑤の二つ目の白丸で、本条例を活用した未来を担う子どもへの啓発などというところが、まさに、子どもの権利条例ともつながっていくところで、多分、今後検討されることになると思うのです。やはり、連携というのですか、さっきの議題（1）でも各論的にどういうことを配布する、推進する、理解を深めるということが書かれていたのですけれども、つながっている部分に関してどう連携するのかという視点があってほしいと、この委員会のメンバーとしては思います。

やはり、さっきD委員も言っていたのですけれども、これは理念条例ですので、現実とどうつなげていくかということもそうですし、各論としてどういう施策に反映していくかというところがやはり肝になるだろうと思っています。ですから、総論的にすごく積極的にここはおかしいということではないのですけれども、各論に入っていくときに、実態として本当にこれが共生社会の実現に向けた施策になっているのかという課題があるのかなと思っています。

この基本的施策の中でも、ハード面というのですか、ユニバーサルデザインやバリアフリーはすごく分かりやすいのですけれども、ソフト面の施策ではどういうふうにしていくのか、言葉を換えれば、差別の解消などのいろいろなバリアを解消していくための施策をソフト面でどういうふうの実現していくのかがなかなか見えづらいのです。ですから、そこをこの理念系の条例の中でも施策とどうつなげていけるのかが気になりました。

半分質問ですけれども、よろしくお願いします。

○寺島委員長 では、最後の点について、事務局から何か補足のご説明をいただけますか。

○事務局（松原ユニバーサル推進担当課長） 最後の部分は、理念条例ということと具体の政策事業との関係性を2本柱、両輪で進めていく必要があるというようなところは、今まさに皆さんからご意見をいただいているところです。

具体的な事業、施策につきましては、先ほどご説明したユニバーサル展開プログラムというところで一旦はスタートしているところです。今日はお持ちしていなかったのですが、ホームページを見ていただくと、スパイラルアップを図っていこうというようなところは記載させていただいています。現時点での事業集にはなるのですが、それプラス、今、前段でご意見をいただいたようなところも含めて、施策や事業の在り方、その表現の仕方は反映していかなければいけないですし、そこはこの条例と一緒に進めていきたいと考えています。

ですから、附属機関で各事業の進捗状況を見ていただきながら、今後、事業等を進めていく形になってくるのかなと思っています。

○寺島委員長 ほかの委員からいかがですか。

○C委員 私自身が障がい者で、差別解消の当事者のファシリテーター等もしているので、気になっている点を意見と質問を交えてさせていただきたいと思います。

まず、いろいろな文章の中に個性という表現が入っているのですけれども、障がいは個性かどうかというところで、そこが割と曖昧になっていて、個別性と個性の考え方の違いがはっきりしないのです。障がいを個性と考えた場合、個性的だから車椅子に乗っているというわけではないのです。社会モデルを推進していきたいという気持ちがあふれている内容にはなっておりますので、障がいが個性であるかどうかというところを少し考えて文章の構成等を考えていただければと思います。選択的になるものでもないですし、自分で選んでなっているわけでもないで、個別性と個性の考え方の違いをもう少しはっきりさせないと、個人の医療モデルについての考え方と個性がリンクしてしまうところがあるので、その表現をもう少し考えていただければなと思います。これは、かなり重要なところであるので、そうしていただけると助かります。

それから、基本的な施策としてのUDタクシーの件なども10ページ辺りに載っているのですけれども、いろいろなイベントをやっても、いろいろな施設をつくっても、そこまで行くという移動が障がいのある立場ではなかなか大変になっています。

このUDタクシーについても、ジャパンタクシーは国のお金も入っていて誰もが乗りやすいとなっているのですけれども、私は11月に5台から乗車拒否に遭いました。それはただ単に乗りやすい、運転もしやすいから、高齢の運転手の方がいっぱい乗っているからなのです。ですから、ただ単にUDタクシーを配備したから乗れるということではなくて、私はそのときに電動車椅子の友達と一緒にいたのですが、誰が来てもちゃんとトランスできるように、運転手さんのスキルアップと高齢化などが重なっていろいろ難しいとは思っているのですけれども、お願いしたいと思います。

また、冬道になったらあのつくりはどうなのだという気もしております。

そういった部分で、先ほども言ったとおり、タクシーを配置したから全てオーケーということではなくて、ちゃんと使えるような形とか、ピンク色とか緑色で積載のキログラム数とかも変わってきているので、そういったところも含めて、ただ単にバリアフリーになったのではなくて、実際に使いたい人が使えるようになっていただければいいなと思っています。

今のところは、そういったところで意見として捉えていただければなと思います。

○寺島委員長 今の点についてご考慮いただきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○B委員 E委員とD委員がお話しされていたのですけれども、私も3枚目の基本的施策の③にも配慮を要する者という記述があるので、こちらも併せて何かいい表現がないかなと思いました。

それから、4ページの多様性を尊重したまちづくりの一番上から3行目、4行目ぐらいを何度か読み直したのですけれども、ここの「無数の多様な違いを抱えています」と「理

解が十分ではない」という表現がどなた向けに発信されるかによって受け取り具合が違ってくるのかなと思いました。理解をしてもらわなくてはいけないのか、理解してもらわない方がいいのか、いけないという考え方に考えが行ってしまう方にとっては、この部分の表記がつらく感じるかなと私は読んでいて感じました。

10ページの③の具体的な取組の「社会から孤立し、不安や悩みを抱える女性への支援」の女性ですが、これは恐らく男性でもこういう方はいらっしゃるかなと思うので、こちらでも何か皆さんに届くような言葉がいいのではないかなと感じました。

○寺島委員長 ほかはいかがでしょうか。

○C委員 つながりづくりとうたっているのですが、防災の視点が出ていないと思いました。あるのかもしれないですけども、ここでは取り上げていないのかなと思いますので、つながりづくりがなぜ必要かというところでは、今、男女共同参画視点での話もありましたが、そういったところで、防災など、性差問わず共にできるような取組も含めて条例を考えていったらいいのではないかなと思います。

○寺島委員長 ほかにいかがですか。

公募委員の高校生の方から何かありませんか。

○H委員 意見といいますか、日本語の問題かなと思ってしまったのですけれども、8ページの基本理念の(2)の制定理由の最後の文の「当事者が抱える生きづらさを社会全体で解決していく」が、私だけかもしれないのですけれども、引っかかってしまいました。生きづらさとは感情だから、それは解決できるかできないかではなくて、その不安を取り除くという意味の日本語なのかなと感じて、そこが何か違う気がしたので、検討してほしいです。

○寺島委員長 その点についてもご検討いただきたいと思います。

ほかは、いかがでしょうか。

○I委員 生きづらさのお話がありましたが、子どもたちを見ていると、社会に出たときに非常に生きづらくなってしまうのではないかと最近多く感じられます。

今、居場所づくりも大事だと思うのですけれども、その生きづらさについてもどんな課題があるのかということのを何かもう少し明確にできるような、みんなが共通に考えることができるような文言があればいいのかなと思いました。

コミュニケーションがうまく取れなかったり、自分の気持ちや意見を言うことがなかなか難しいというか、自尊心が低いというか、自己肯定感が低い子どもたちにずっと関わっていると、本当に社会に出たときの居場所や、どんな生きづらさに遭遇するのかということが非常に気になるので、そういうことが市民の方にも具体的に知られるようなものがあればいいかなと思いました。

○寺島委員長 ほかはいかがですか。

○H委員 条例素案をめくって3ページ目の基本的な考え方の最後の未来につながる取組の推進のところに「子どもたちが参画しやすい」と書かれていると思うのですけれども、

10ページの具体的な施策のところでは子どもたちの関わりが少ない気がしています。今後、それがどういう感じで具体的にやっていくのか、今の段階で何か考えていることがあったら教えてほしいです。

○寺島委員長 今のご質問を事務局からお答えいただけますでしょうか。

○事務局（松原ユニバーサル推進担当課長） 未来に続く取組の推進は、本書版の5ページに書かれております。

条例の議論に参画いただいてご意見をいただいております、また、個別の事業を進めていくに当たっては、子どもが参画しやすいような取組を進めていきたいと考えているところです。

そういう意味では、全体に関わる考え方であると考えております。これは、こども基本法でも掲げているようなところですから、我々としては、この全体の考え方というところに記載をさせていただいてまして、子どもも若者も含めて、議論、施策を進めていくことで、次の世代まで引き継いでいきたいと考えていました。

説明としては、そういう全体につながる意図というところでございました。

○寺島委員長 今、H委員からご質問があった点は私としても気になっていたところでして、素案の概要案の札幌市の状況のところ、子どもの権利への理解が柱の一つとして挙げられておりますけれども、基本的施策では子どもへの啓発となっていて、子どもへの啓発と子どもの権利への理解では方向性が違いますので、柱になっていることを踏まえた基本的施策が盛り込まれるといいかなと、そうしていただけないものかなと思いましたので、意見として申し上げておきたいと思います。

ほかの方はいかがですか。

○E委員 今、お二人が言ってくださった資料5の3枚目の子どもが参画しやすいという言葉も微妙に気になりました。なぜ、参加ではいけないのだろうと思ったので、そこもご検討いただければと思いました。

○寺島委員長 今のご質問をもう少し趣旨を補足していただけますか。

○E委員 右上の四つの項目の一番右側の未来につながる取組の推進というところで、子どもも参画しやすい取組とあります。趣旨は分かるので、中身のほうが大事だと思っていますけれども、参加でいいのではないかと。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

○D委員 参加と参画の言葉ですが、当事者団体で議論になったことがあるのです。

参加は、して差し上げますという受身的に参加するという捉え方で、参画は、主体的に自ら企画して参加していくというそういう捉え方ですから、当事者団体の中では、参加というよりも参画という言葉のほうがいいという意見が出たことがあったのです。

だから、「参加しやすい」の「しやすい」がまずいのかなと思うので、参画できる取組を継続してやっていくなど、言い回しを工夫すれば、そう大きな問題にはならないのではないかなという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○E委員　むしろ、男女共同参画社会なのか男女平等なのかというところで、参画か平等かで議論をした経験が結構あります。本来だったら、やはり平等でいくべきだというような意見を言ったことがあったというところもあっての今の参加というところなのです。

おっしゃる趣旨も分かるし、他方で、参加権という意味では、多分、札幌市子どもの権利条例の中で、子どもの参加や意見表明ということが文言としてあるはずなので、そういう観点での権利性を持った参加という意味合いでした。

ですから、どちらもあり得るのかもしれないのですけれども、私としては参加のほうがうれしいと思いました。

○寺島委員長　ほかにいかがですか。

○D委員　ここを参画にしたのは何か意図があったのではないかなと私は思うのですけれども、その説明をしていただけますか。

○寺島委員長　事務局からお願いいたします。

○事務局(松原ユニバーサル推進担当課長)　我々も参画と参加は議論したところでして、今、委員からご説明がありましたけれども、我々としては、参加だと、用意された場所に子どもが参加するというようなイメージかなと捉えました。参画となると、先ほどの子ども議会の話もありましたけれども、目指すべき共生社会とはどんなものだろうと自らも考えていく、企画、議論をしていく段階から入っていくというような意味合いも含まれているのかなと思ひまして、参画という言葉を使わせていただいたところでございます。

「しやすい」という語尾も含めて、いろいろなご意見があるのだなと認識させていただいたので、ちょっと考えてみたいと思います。

○D委員　この条例は、子どもだけを対象にしたわけではないことをやはり認識していく必要があるのかなと思います。いろいろな世代、あらゆる世代の人たち、年齢や国籍を問わず幅広い人たちを対象としているということで捉えていかないと、子どもだけという視点で見てしまうと、この条例とまた趣旨が違ってしまふところがあると思うので、幅広く見ていく必要性というのはあるのではないかなということは付け加えておきたいと思います。

○寺島委員長　ほかにございませんか。

○E委員　子どもの権利条例でいうと、当時の検討委員だった立場もあってですけれども、第24条や第26条に子どもの参加等の促進というものを意見表明と参加をセットとして位置づけて規定しています。

もちろん、大人も対象になっている条例ですから、どういう位置づけにしていくかというところの考え方は、今のやり取りを聞いていてもそれぞれあり得るのだなと思うのですけれども、子どもの権利条例をつくるときには、やはり子どもがまちづくりや市の施策に参加したり意見表明をする機会がなかったと。そういう歴史的な捉え方が正しいかどうかというのは意見があるかもしれないのですけれども、あえて参加と意見表明という表現を取ったり審議会への参加という規定も別個に設けたりしていたという経過はあったので、一

応、お伝えしておきたいと思います。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

○F委員 子ども議会の話に付随してですけれども、参加、参画といって、子ども議会をやったから子どもは参加できましたよというのはちょっと違うなと思っています。

子ども議会のテーマとして共生社会という単語をぼんとぶつけられて、共生社会について学んだその日にテーマを決めてしまうのです。私は、この子ども議会にサポーターとして参加していたので詳しいのですけれども、共生社会という知らない単語について急に教えられて急にテーマを決めてと言われても、子どもとしての意見も出にくいと思うし、日常性がないから、結局、それについて知っても、本質的な差別の解消や日常に、その学びや気持ちを生かせるかどうかというのはまた違うなと思っています。

せっかく市長に意見を伝えられるという場所なのに、大人がやってほしいテーマを伝えて、大人が言ってほしいことを子どもにまとめさせて、でも、子どももよく分かっていないから、大人の言っていることをそのまま書いてまとめて市長に言うみたいなグループが結構多かったので、去年は本当にやる意味があるのかなというぐらいの子ども議会だったのです。

ですから、ちゃんと日常性を持ったテーマで、子どもたちがやりたいような、本当に市長にこうしてほしいと言いたいテーマでやっていただかないと、参加、参画といっても意味がないものになってしまうので、そこはどうか検討していただきたいと思います。

○寺島委員長 大変貴重な意見をありがとうございます。

ほかはいかがですか。

○D委員 私は、理念は大事だと思っています。いろいろな施策を理念に近づけるために理念があるということだと思うので、その近づくための努力を、日々、施策の中で取り組んでいくということは粘り強くやっていかななくてはならないことだろうと思います。

現実には、子ども議会がそういう状況になっているということがあるかもしれないですけれども、やはり、条例ですから、理念はどうなのかというところですよ。そのところはちゃんと踏まえていくというか、押さえていくことは必要ではないかということは述べておきたいと思います。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

○E委員 F委員の貴重な意見をぐっと思いついて伺いました。

やはり、今日の議題（１）、議題（２）を通して思うことというのは、自分への自戒も込めてですけれども、やはりベクトルが大人目線だし、行政目線の表現なり書きっぷりになるというところがあります。それは、もうずっとそういう仕事の仕方なので、ある面、仕方がないし、当然だという面もあるのですけれども、やはり、こういう場で双方向にしていくということがものすごく大事だと思っています、それがやはり自主的な参加であっても、参画であっても、意見表明であっても、やはり中身をちゃんと情報共有、分かる言葉で説明をしてもらって、選択肢も示してもらって、それについてきちんと意見が言えるよ

うな場にしていくということが、恐らく、ソフト面では一番大事なことはないかと思っています。

それは、いろいろなパンフレットや啓発のポスターのつくり方、公開で事業をやるとき資料の提示の仕方なり、どういうセッションにしていくのかというところに全部示されてくると思っています。やはり、その積み重ね方をどう工夫できるのかというのが、あらゆる行政の施策に問われていると思います。総論的な言い方になってしまいますけれども、それが問われているのかなと思っています。

子どもだけではないのですが、意見表明がなぜ大事かというのは、やはり自分が当事者だとして情報がちゃんと届いて、それで選択したり意見を言ったり質問ができるという場にしなければいけないというところだと思っています。時間的な制約など、いろいろな問題はあるという前提ですけれども、それをやはり積み重ねていくことがソフト面での条例の実現につながるのではないかと思います。道のりがそんなにきれいにならないし、成果目標を数字で出してもそういうふうにはぱっと出てくるものではないけれども、多分、そういうものが大事ではないかなと強く思っています。

F 委員に啓発されて、一言、言いたくなりました。よろしくお願いします。

○寺島委員長 オンライン参加の委員も含めて、ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○寺島委員長 なければ、私から幾つか質問させていただきたいと思います。

先ほど、委員会の構成について、D 委員からご質問がありまして、今のところは具体的に考えていないというのが事務局からのご回答でした。つまり、この条例には書く予定はないということでしょうか。

そして、その委員会の構成について、今後、具体化する場合、それは条例で規定すべき事項としては考えられていなくて、規則等で定めるというふうにお考えでしょうか。私自身は条例で規定されるべきである事項だと考えているのですが、その点についてはいかがでしょう。

○事務局（松原ユニバーサル推進担当課長） 条例上の規定をどこまで置くかというご質問だと思います。

この資料 5 でいうと 11 ページに、現時点での条例素案になるような記載がございます。

11 ページの 10 番、札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会ということで、「調査審議し、及び意見を述べるため、学識経験者や市民等で構成される『札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会』を置くものとします」とあります。理念条例ということもありまして、条例上はこういった形で整理をさせていただいた上で、その下の委任で、「規則等で」というところがありますけれども、具体的な委員の人数や任期につきましては規則等で決めていくような形を、今、想定しているというところがございます。

○寺島委員長 繰り返しになりますけれども、この条例は理念条例ですので、委員会の構成について、条例で規定するということになれば、別途、条例が必要かもしれませんけれ

ども、条例で規定するほうがふさわしいのではないかと思います。規則で記述してしまうというのはいかなものかというのが私の意見でございますので、ご検討いただければと思います。

次に、資料５の１１ページの９番の推進体制の整備及び財政上の措置についてです。

このご説明によりますと、既存の札幌市ユニバーサル推進本部をもって、そのまま当該推進体制に充てるということであるかのように理解いたしました。

多分、本条例案によりますと、推進体制を整備するものとするということで、通常、推進体制を整備するものとするということであれば、別途、新たに整備するかのように思えるのですが、この点については、あくまでも既存の体制、組織をそのまま推進体制として位置づけるという見通しでいらっしゃるのかどうかについて伺いたいです。

○事務局（松原ユニバーサル推進担当課長） ９番の推進体制の整備及び財政上の措置についてというところだと思います。

こちらの条例につきましては、ご説明したとおり、一昨年つくりました戦略ビジョンを受けましてユニバーサル（共生）を位置づけて、そこを強化していこうという動きの中で、今、その柱として条例の検討を進めているところでございます。

その全体的な流れの中で、こちらの具体的な取組にあります庁内組織であるユニバーサル推進本部につきましては、条例の制定を待つことなく施策を進めていく必要があるだろうということで、条例より先に去年設置したものであります。そういう意味では、こちらの条例の記載を見越して新たにつくったものというような形になりますので、順番が逆転したというふうにご理解いただいたほうが正確かなと思います。

○寺島委員長 前後いたしますけれども、委員会の構成につきまして、これは意見ですが、子ども委員もこの委員会の構成の中に含むことをご検討いただければありがたいと思います。

もう一つ、質問ですが、資料４に続いて参考資料が幾つかつけられておりますが、こちらのオープンハウスで掲載したパネルや参考資料１の市民ワークショップの配布資料等についてですけれども、こちらは外国語版とか点字版、音声を自動で読み上げしてくれるファイルになっているものは作成されているのですか。

○事務局（松原ユニバーサル推進担当課長） こちらにつけた参考資料１につきましては、６月に行いました市民ワークショップに参加した皆さんにお配りしたものです。そこには外国籍の方にもご参加いただきましたので、ここにはないですが、英語版もつくりました。それは、事前にどんなものが必要かをご参加した方に伺った上で作成いたしました。

今回、この二つの資料につきましては、この条例へのご意見をいただく際につくったものではありませんけれども、条例を制定させていただけた暁には、先ほどからご意見もありますけれども、やはり子ども・若者にもきちんと中身が伝わるように説明していく必要があるということで、いわゆる分かりやすい版、キッズ版というものもつくったり、外国語版もつくっていきたいと思っています。

先ほどのユニバーサル推進検討委員会には全盲の委員にもご参加いただいて、その委員にも分かるようにデータでお示ししておりますので、そこは引き続き考えなければいけない部分ということで思っています。

なお、今実施しているパブリックコメントにおいてもテキスト版をホームページに載せておりまして、適宜、配布させていただくような対応を取っております。そういったことはこれからも続けていきたいと思っています。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

○D委員 資料ですが、カラー刷りのものは私たちの手元には届いていなくて、モノクロです。ですから、カラー刷りが行っているものという前提で説明されていたと思いますので、その点は一応お伝えしておきます。よろしくお願いします。

○寺島委員長 ほかはいかがでしょうか。

○F委員 4ページの多様性を尊重したまちづくりのところに、多様な違いの説明として、具体的に、年齢、性別、性的指向などなどが挙げられていると思うのですが、これだけが違いというのか、これらをなくすことによってみんな尊重し合って生きられるのかなと思っています。

これらを持っていない人たちでも配慮されるべきところがあると思うのです。基本的施策のところには、これらを持っている人たちに対する取組しか載っていないくて、これらを持っている人たちしか対応しません、配慮しませんという市の姿勢に見えます。ですから、ここの取組の中にももう少しこういうものを持っていない人たちに対するものも載せていったほうがいろいろな人に知ってもらえると思うし、もっと共感を得られると思います。

○寺島委員長 多分、それは10ページの⑥その他共生社会の実現に向けて必要な施策の今後の課題になっているのかなと思います。ただ、具体的な例示が何かあったほうがいいのかというご意見だと思いますので、事務局におかれてはご検討いただければと思います。

○事務局（松原ユニバーサル推進担当課長） 今の資料上の4ページの多様性を尊重したまちづくりのところの違いの事例で、ご意見をいただいたと思います。

いただいたご意見のとおり、ここは我々としては多様な違いをかなり書いたのですが、これでもやはり「など」というところが出てきますし、そもそもその下のほうにもあるのですが、考え方だったり価値観の違いも踏まえると、この条例の当事者はいわゆるマイノリティーと呼ばれるような方々だけではなく、全ての方々、誰もが当事者だというふうに我々は考えているところでございます。

資料の4ページの多様性を尊重したまちづくりの下の方の3行にあるのですが、本条例においては、当事者の限定化や固定化につながらないように配慮し、『誰もが当事者である』ことを前提とした内容とすること』ということを意識しております。基本的施策の具体的な事業については、代表的なものを挙げているというところもあるので、この資料上では全てとなっていない部分も見えるのかもしれませんが、条例上、その誰

もが当事者だということはかなり意識してつくっているというところをご理解いただければと思います。

○寺島委員長 ほかはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○寺島委員長 松原課長、ありがとうございました。

これらの条例につきましては、今ご説明がありましたように、来年4月1日からの条例施行を考えているようです。ぜひ、本日の子どもの権利委員会の意見も何らかの形で参考にしていただければ、お力になればと思います。

本日予定していた議題は以上となりますが、全体を通して、何かご質問、ご意見等はありませんか。

○E委員 議題(1)に戻りますけれども、年度内に計画案を確定するというご説明をいただいたプロセスで聞き漏らしたと思うのですが、子ども・子育て会議の案とすり合わせをどうするかというやり取りが4月のときにあったかなと思うのですが、その関係でスケジュールをもう一回確認したいと思います。

○事務局(石堂子どもの権利推進課長) 推進計画は、さっぽろ子ども未来プランの中の子どもの権利の部分としての位置づけとなっており、今後、一体としてパブリックコメントやキッズコメントをかけていくというような流れになっております。

○E委員 その関係で、子ども・子育て会議のつくるものに対して、私たちが意見を言ったりする機会というのがあるのかどうかというところはいかがですか。

○事務局(石堂子どもの権利推進課長) 5月の子どもの権利委員会でもお話があったと思いますけれども、さっぽろ子ども未来プランの検討に関しては、子ども・子育て会議の事務局があり、こちらにはこちらの事務局がありますので、資料1にありますとおり、各々の委員会でいただいた意見を各々関係箇所に反映しているというイメージになります。

○D委員 私もメールでご質問したのですが、資料3のさっぽろ子ども未来プランは、ここで議論しなくていいというふうに返答いただいていると理解しております。あくまでも参考資料であると理解しました。

○E委員 どこまでこだわるかというのはあるのですが、1回目のときにそのやり取りがあった記憶があって、全体についてこちらが意見を言ってもいいのですか、言う場はもうないということですか。

○D委員 ここに入っていなかったのにデータが送られてきたので、メールでその取扱いについて尋ねたら、量も多いしここで議論はしなくてもよろしいということだったので、あくまでも参考資料という返答でした。

ただ、意見として述べることはできるのではないのでしょうか。私も先ほどグラフが見づらいということを書かせていただいたので、それはできるのではないかと思います。

○寺島委員長 それは、D委員の理解と私も同じです。

○E委員 いつまで言うことができるのですか。

○事務局（二渡子ども企画課長） 全体のさっぽろ子ども未来プランの所管をしております子ども企画課長の二渡と申します。

いただいたご質問でございますけれども、1回目のこちらの委員会でご説明させていただいたとおり、さっぽろ子ども未来プランにつきましては、子ども・子育て会議という別の会議で議論をしていただいています。こちらの権利委員会には、今回、参考資料としてご提供させていただいていると思いますが、もし何かお気づきの点等があれば、ご意見をお寄せいただきたいと思います。

全体計画も同時進行で行っておりますので、随時というところではございますが、できるだけ早めにいただければと思います。

○寺島委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○寺島委員長 なければ、本日の議事はこれで終了いたします。

事務局にお戻しいたします。

3. 閉 会

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日の議事等につきましては、改めてご意見、ご質問がありましたら、メール等で結構ですので、事務局にご連絡いただきますようお願いいたします。

また、次回の委員会につきましては、前半の議題でも申し上げましたが、計画案に対するパブリックコメント、キッズコメント等の結果によって、あるいは、ほかの議題がある場合には改めて開催に向けてご案内をさせていただきます。そのようなこともなく順調に進みさっぽろ子ども未来プランの策定となりましたら、次回は5月頃に開催を予定しているところでございます。

いずれにせよ、開催に当たりましては、皆様のご都合を確認させていただいた上で改めてご案内いたしますので、その際はよろしくお願いいたします。

それでは、本日の第6回子どもの権利委員会は、以上をもって終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

以 上